

知立市農業委員会総会議事録

公示年月日	令和5年11月13日
招集年月日	令和5年11月22日
招集場所	知立市役所3階 第2・第3会議室
参集時間	午後13時59分、委員16名、事務局2名が参集した。
出席委員	農業委員：2 永田治男 4 毛受 浩 5 杉原敬浩 6 石原國彦 7 鈴木和幸 8 近藤喜代治 9 高村昭広、10 成瀬廣美 11 岩堀秀治 12 高木芳夫 13 藤井公人 14 岡田均 推進委員：15 平澤信幸 16 岡田教孝 17 石川勝幸 18 小野山悦朗 計16名
事務局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝平野翔一
欠席委員	1 岡田めぐみ、3 加古和市
開会時間	午後2時05分 開会宣言 会 長：会長総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。 (午後2時06分)
日程第一	議事録署名委員の指名 4 毛受浩 5 杉原敬浩 を指名します。(会長) (午後2時07分)
日程第二	議案の審議
議案第1号 1 番 2 番 3 番	農地法第3条の規定による許可申請について 【議案第1号1番2番3番について議案書をもとに一括説明】 会 長：何かこの件についてご意見、ご質問等ございますか。 委 員：(意見なし。) 会 長：この案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手(関連委員除く) 会 長：ありがとうございました。では全員一致で許可といたします。 (午後2時12分)

議案第2号
2番

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

【議案第2号1番について議案書をもとに説明】

岡田(教)委員：太陽光発電については、私も危惧しておりましたので申請者と面談をしました。申請者は以前から太陽光に関心を持っており、本人が経営するアパートにも設置しています。当時は単価も高く売電の為にしておりましたが、近年売電価格も下がり、今回においては、売電予定はなく、敷地内に小屋を建て、電動農機具の電源として、車もEVに変え使用するそうです。一時転用について、3年毎の申請が必要であることも承知されています。隣地の営農さんにもきちんと話をしているということでした。栽培品目はみかんとレモンです。苗木からではなく蔵福寺の市街化の計画が進行して、農地の縮小が決まっておりますので、こちらの畑に今作っているミカン木を植樹するそうです。販売ルートについては産直、及びイオンにはこれまでも卸しているそうです。一年に一回の収穫量報告義務があることも承知されています。全てを理解した上で始められると私は感じました。以上です。

会 長：岡田委員から詳細をお聞きできましたが、他にございますか。

石川委員：現状がどうなっているか写真を撮ってきました。入口から中のほうに入っていきますと20cm程かさ上げされており、これが雨風により流れて隣の溝まで落ちていました。雨風によりかさ上げた土が畦を超えると考えるなら周囲に土流れ防止対策をしていただかないと隣地にも影響が出るのではないのでしょうか。

会 長：隣地との境界線についてどう対応されるか申請者と何か意見はありましたか。

事務局：この写真を見ながら行政書士と連絡をとりました。雨水の流出や土砂の流出等については口約束ではありますが、事態が起こった時にはご本人が対応し必ず迷惑がかからないようにするとのことでした。

杉原委員：この土地の両隣を私が耕作しております。3年ほど放置されていましたが、今回の申請となったようです。本人の希望とのことで意見はありませんが、周辺農地への影響は懸念されます。

会 長：この畑ではみかんなどの果樹を植えるとのことですが、水はどこにありますか。

杉原委員：一番左下の道路側にあります。

会 長：畦は誰の所有地ですか。

杉原委員：お互いの土地です。

会 長：心配な点は現地に太陽光パネルを設置する際にこの境界がそのまま残る事ですね。土砂流出などを防ぐためにもブロックを積むなどなされていれば今話している心配事は消えると思います。

高村委員：フェンスが置いてあるすぐ後ろ側にあるのは排水枡ですよ。

杉原委員：そうですね。

高村委員：雨水の排水枡が設けてあるのであれば、敷地内の水をそこに流してもらいようにブロックを施行してもらえばいいのではないのでしょうか。ブルーベリーにしてもミカンにしても自動散水を使ってみえると思います。そうすると四六時中水を撒きますから、いくら畦があるといってもしけたものは下方へ流れます。田んぼは乾いていても、側溝に水がついているという状況になると思いますので、せつかく雨水枡があつてどこかに流れるようになっているのであれば、駐車場のように入内処理の手段を取ってもらうとか、畦ののり面のところに芝生などを植えて土が流れないようにするとか市の方から何かそういった提案をした方が良いのではないですか。

鈴木委員：太陽光パネルを設置するには基礎工事をしないとできないと思いますが。

事務局：営農型太陽光パネルは基礎工事をせず、簡易に撤去できるという側面をもっており、もし太陽光パネルを立てたことにより周りに影響があつた場合や、収穫高が著しく減ってしまうと継続できなくなります。そのため、簡易に撤去できるというのが営農型の特徴と言えます。

鈴木委員：しかし、簡易に設置すると台風などの暴風雨の際に倒れるとかありえますよね。

事務局：可能性はあります。

鈴木委員：今回の場合垂直に立つことになるし、影響を受けやすいのではないですか。設置するならば覚書など書面にして隣地の方に承諾していただければよいのではないのでしょうか。口頭などは避けた方がよいかと思います。

事務局：許可申請書には、太陽光パネルの設置にあたり、周辺農地に影響が出た場合は直ちに撤去するといった旨のことは書いてあります。

会長：深さ1mの支柱を突き刺して立てるとのことですが、盛り土のところからなのか、境界線ぎりぎりのところなのか図面との位置関係はどうなっていますか。

事務局：図面を見ていただくと境界線から2メートル入ったところ、盛ってある土のところからになります。

会長：今回の案件については許可申請に対する意見についてという事になりますので、許可する事については賛成としますが、許可するにあたっての意見として水や土砂の流出の問題の解決として、ブロックを積むなどの対策をしてほしいという意見をつけて許可するという事は可能ですか。

事務局：県に農業委員会の意見を出す際に許可の条件としてこういったことが必要であると記載するのか、今回は意見なしとして、申請者が許可証を取りに来た際に、知立市の農業委員会としてお願いしたいと申し伝える程度で内容が変わってくるかと思ひます。

	<p>会 長：申請者へ農業委員会で議論されたみんなの意見として口頭ではなく文書で差し上げることはできますか。</p> <p>事 務 局：そうですね、県に出す際に記載すると強制力ができますので、それはしないとして農業委員会としてのお願いとして書面にてお渡しする事はできます。</p> <p>会 長：許可条件の中に入れるのはいけないと思うので、農業委員会の懸念として書面にてしっかり伝えてもらえればと思います。他に皆さんの意見はございますか。</p> <p>高村委員：先程の話の中で倉庫を作って農機具などを置くといったことがありましたが、図面上には見受けられませんが、後から申請が出る予定ですか。</p> <p>事 務 局：特に申請について事務局に直接お話しはいただいておりません。今回の申請については太陽光パネルの設置についてまでです。</p> <p>高村委員：この後水路を引いたり、果樹販売所などを建てたりなどどのように進んでいくのか気になるところです。</p> <p>会 長：そこまでの面積はないので、広がらないのではないのでしょうか。</p> <p>高村委員：申請地についてもセットバックされているし、駐車スペースも取ってみえるようなので。</p> <p>会 長：今回は太陽光パネルの設置の一時転用に対する許可申請に対する意見ですが、申請に対しては許可とするが、皆さんが懸念されている土、水の流れの件を書面で伝えるとうい事でよろしいでしょうか。</p> <p>委 員：全員挙手</p> <p>会 長：この案件については承認いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時50分)</p>
<p>議案第3号 1番</p>	<p>相続税納税猶予に関する適格者証明願について</p> <p>【議案第3号1番について議案書をもとに説明】</p> <p>会 長：この案件につきまして永田委員何か補足はございますか。</p> <p>永田委員：議案書を見ていただくとわかる通り広めの申請地ですが、ご夫婦でほぼ毎日耕作され、いろんな野菜も作られております。私も隣でキャッサバを作っておりますので、よく存じ上げており特に問題はございません。</p> <p>会 長：他何かご意見ございますか。</p> <p>委 員：(意見なし。)</p> <p>会 長：この案件について賛成の方挙手をお願いします。</p> <p>委 員：全員挙手</p> <p>会 長：この案件につきましては申請通り許可といたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時52分)</p>
<p>議案第4号 1番</p>	<p>農業経営改善計画認定申請書に対する意見について</p> <p>【議案第4号1番について議案書をもとに説明】</p>

	<p>※議案第4号1番について、当事者となる農業委員は審議に参加できません。</p> <p>会 長：1番の案件について何かご質問ご意見はございますか。</p> <p>委 員：(意見なし。)</p> <p>会 長：なければ、この案件の承認に賛成の方は挙手願います。</p> <p>委 員：全員挙手(関係委員を除く)</p> <p>会 長：全員一致で申請通り承認といたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時57分)</p>
<p>日 程 第 三</p> <p>報 告 案 件</p> <p>1号</p> <p>2号</p> <p>3号</p>	<p>会 長：報告案件について、何かご意見ご質問等はございませんか。</p> <p>委 員：(意見なし。)</p> <p>会 長：それでは本日の議案書に基づく報告は以上といたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時58分)</p>
<p>日 程 第 四</p> <p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況報告について(事務局) ・行事予定について(事務局) <p style="text-align: right;">(午後3時00分)</p>
<p>閉 会 時 間</p>	<p>午後3時01分閉会宣言</p> <p>会 長：農業委員会総会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時01分)</p>